

●香川県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年10月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 穴吹塩江線（106号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字菖蒲 野2626番1地先から 高松市塩江町安原上東字菖蒲 野1431番2地先まで	前	3.2~27.2	242	平成16年香川県告示第 597号で変更した区域の 一部
	後	7.1~33.3	242	香東川総合開発事業によ る現道拡幅 余剰地の不用物件化

- 4 供用開始の期日 平成30年10月2日